

## 指名停止措置一覧

令和7年3月25日現在

商号又は名称	指名停止期間	指名停止の理由	指名停止の措置要件
株式会社久米設計	令和5年12月28日から 令和7年12月27日まで  24か月間	株式会社久米設計の九州支社長が、宮崎県串間市発注に係る公共工事の設計業務に関して、令和5年11月16日、公契約関係競売等妨害罪等の疑いで宮崎県警に逮捕された。	別表第2第3号（競売入札妨害又は談合）
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	令和7年3月25日から 令和7年5月24日まで  2か月間	建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していたほか、同法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置していた。 このことにより、国土交通省近畿地方整備局から令和7年1月31日付けで、建設業法第28条第1項に基づく指示処分及び同法第28条第3項に基づく営業の停止命令（22日間）を受けた。	別表第2第4号（建設業法違反行為）